

エレガンスゴルフガーデン利用約款

(制定:令和3年6月1日)

第1条 (約款の適用)

エレガンスゴルフガーデン(以下「当練習場」といいます。)に入場された方(メンバー、ビジターを問いません。またその同伴者も含みます。以下「利用者」といいます。)は、本約款に従ってご利用頂きます。

第2条 (約款の効力発生)

この約款は利用者が当練習場敷地および施設へ入ったときから効力を発生し、当練習場敷地および施設を出るまで効力を有するものとします。

第3条 (施設利用の拒絶)

当練習場は、次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

- ・満席のとき。
- ・天災、その他止むを得ない事情により、練習場をクローズするとき。
- ・利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき。
- ・利用者が暴力団員、または暴力団関係者である場合。
- ・利用者が他の利用者に対して危険な行為があったときや危険を及ぼす恐れがあるとき。
- ・偽名又は他人名義で登録が行われたとき。
- ・泥酔、覚せい剤等の薬物を使用していると認められる場合。
- ・刃物、危険物等を所持している場合。
- ・ルール、マナーに反するとき及び、警告を無視して改めないとき。
- ・その他、本約款に違反したとき。

第4条 (危険防止、事故防止)

当練習場では、利用者が楽しく安全に練習して頂けるよう、次に掲げる事項を定めています。利用者は遵守して下さい。

<禁止事項>

- ・ボールがネットを越えることを目的とする狙い打ち行為
- ・当練習場が使用しているボール以外のボールの使用
- ・指定打席以外での練習
- ・プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
- ・打席での携帯電話の使用、大声での会話等、周りのお客様のご迷惑になる行為。
- ・通路等打席以外での素振り
- ・フェアウェイへの立ち入り、芝生からの打ち方、ボール拾い
- ・写真撮影、録音等の行為(特に許可する場合を除く)
- ・立入禁止区域への立ち入り
- ・当練習場が使用するボールを建物外へ持ち出す行為
- ・打席を確保したままのレストラン等での食事や長時間の休憩
- ・プレーをせずに、長時間の素振りや打席を占有する行為
- ・バンカー横ネットへの打ち方
- ・おしぼりでのクラブ拭き
- ・指定の喫煙所以外での喫煙。
- ・ボールの取り置き。
- ・ペット同伴でのご入場

<注意事項>

- ・エチケット、マナーを守ること
- ・前後の打席に充分ご注意ください
- ・幼児、小さなお子様連れでのご来場

第5条 (貴重品等の紛失)

利用者の貴重品等をご自身で管理していただきます。当練習場は、打席、ロビー、その他の場所の

如何を問わず、貴重品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

第6条 (自動車、バイク、自転車および携帯品等の事故責任)

当練習場が提供する駐車場で、自動車等の車両及び貴重品に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は一切の責任を負いません。

第7条 (長尺クラブの使用について)

当練習場では「長尺クラブ」(当練習場では、シャフトの長さが47インチを超えるクラブを指します。)の使用を危険防止のため禁止します。該当クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、いかなる事故であっても使用者の責任となり、当練習場は責任を負いません。

第8条 (火気の使用についての注意事項)

打席、クラブハウス内での喫煙禁止、指定された喫煙所での喫煙をお願い致します。また、歩きながらの喫煙も禁止いたします。

第9条 (事故の責任)

プレー(練習)される方が、プレー(練習)にあたって第三者に傷害、物品破損その他の損害を発生させ、または利用者がこれらの被害を受けても当練習場は一切の損害賠償の責任を負いません。プレー(練習)にあたって、利用者の故意または過失により、ボールがネットを越えて当練習場のフェアウェイ以外へ飛び出し、傷害、器物破損その他損害を発生させた場合も当練習場は一切の損害賠償の責任を負いません。また、立入り禁止箇所への無断立入りで生じた事故に関しても当練習場は一切の損害賠償の責任を負いません。

第10条 (ボールがネットを越えて生じた損害)

利用者が故意、過失を問わず、当練習場のネット

を越える打球を打ち、ボールがネットを越えて生じた障害、器物破損その他損害は、利用者による損害を賠償して頂きます。災害時や天候の異常、機械トラブルなどでネットを下ろす場合は、使用クラブの制限や打球の禁止を実施いたします。当練習場の指示に反した行為により、第三者に人的損害、物的損害を与えた場合は利用者による損害を賠償して頂きます。当練習場は一切の責任を負いません。

第11条 (施設に与えた損害)

利用者が、故意または過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者による損害を賠償して頂きます。

第12条 (強風、雷、異常気象時の注意事項)

強風、雷、異常気象などの際は、プレーを中断し、係員の指示に従ってください。

第13条 (個人情報の取り扱いについて)

当練習場は知り得た利用者の個人情報について、当練習場の責に則り安全管理に努めます。

(附則)

施設の利用については、前述に定める「エレガンスゴルフガーデン利用約款」を遵守いただいた上で、当練習場の指示に従ってご利用いただきます。また、本約款は事前の告知なく変更される場合があります、変更された場合は変更後の本約款の内容に従ってご利用頂くことになります。本約款の変更時は1 日以上予告期間をおいて当施設内の掲示板において変更後の本約款の内容を周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の本約款が適用されるものとします。

エレガンスゴルフガーデン